

国境離島地域で、雇用を伴って創業・事業拡大を行う場合の支援を受けたい。

【事業の概要】

○目的

特定有人国境離島地域(対馬、壱岐島、五島列島)において、雇用増を伴う創業または事業拡大を行う方に対して、設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援します。

○対象対象(事業実施者)

- (1) 特定有人国境離島地域内に居住して創業する方
- (2) 特定有人国境離島地域内の事業所において事業拡大を行う方
- (3) 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する方

○対象経費

1. 設備費、システム費又はこれに係る減価償却費
2. 改修費又はこれに係る減価償却費
3. 広告宣伝費
4. 店舗借入費
5. 人件費
6. 研究開発費
7. 島外からの事務所移転費
8. 従業員の資格取得・講習受講経費
9. 感染防止対策費

○交付対象事業費の上限額及び補助率

- (1) 創業: 補助対象事業費 600万円(補助率3/4)
- (2) 事業拡大: 補助対象事業費 1,600万円(補助率3/4)
※設備投資を伴わない事業拡大の補助対象対象事業費の上限は1,200万円

○事業スケジュール

年度当初から事業開始分の公募については、前年度の12月頃に国境離島地域の市町が行っております。令和3年度の追加募集については未定ですが、実施の場合は、県のホームページ等でお知らせします。

○本事業の特長

設備投資や人件費及び人材確保にかかる経費が支援対象となっています。

【問い合わせ先】

地域振興部 地域づくり推進課 離島振興班 担当者:石井
電話:095-895-2247
FAX:095-895-2559
E-mail:s02510@pref.nagasaki.lg.jp